



一般社団法人
兵庫県 社会福祉士会

Hyogo Association of Certified Social Workers

発行日：2017年3月10日

編集：兵庫県社会福祉士会 広報委員会



北条鉄道（写真提供：加西市役所）

特集

障害者差別解消法とは	2
障害者差別解消相談センター	4
社会福祉士インタビュー Vol.6	5
福祉なんでも相談／まちかど無料相談会	6

障害者差別解消法とは

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、2013年6月に制定され、2016年4月1日に施行されました。この法律は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、全ての国民が障害の有無により分け隔てられることなく、お互いに尊重しながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法の基本的な考え方

障害者差別解消法では、「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮をしないこと**」が差別になります。

「不当な差別的取扱い」とは？

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否する、制限を設ける、条件を付ける等のことは禁止されています。例えば・・・

「障害がある」という理由だけで

- ・スポーツクラブに入れない
- ・アパートを貸してもらえない
- ・車椅子だからといってお店に入れない
- ・バスやタクシーへの乗車を拒否された
- ・盲導犬を連れて飲食店に入れない
- ・職場の懇親旅行に欠席するよう言われた

これらは障害のない人と違う対応を受けているので「不当な差別的取扱い」であると考えられます。



「合理的配慮」とは？

障害のある人が困っている時に、その人の障害にあった必要な工夫ややり方を相手に伝え、それを相手にしてもらうことを**合理的配慮**といいます。これらの配慮をしないことも、この法律では差別となります。例えば・・・

- ・聴覚障害のある人に、声だけで話す
- ・視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない
- ・知的障害のある人にわかりやすく説明をしない

対象となる分野は、教育、医療、公共交通、行政等の活動などで、幅広く日常生活や社会生活をカバーしています。国や地方の行政機関、民間事業者等が対象です。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力

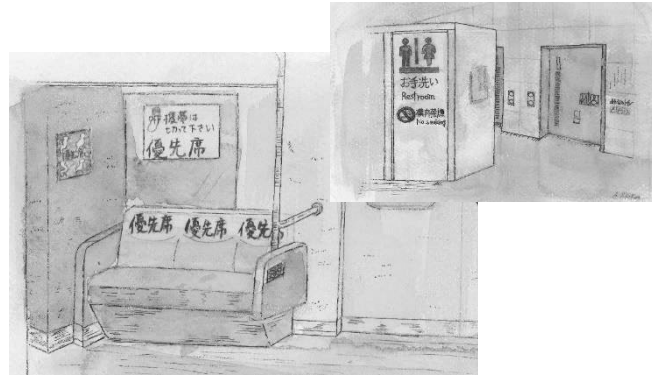
障害のある人を特別扱いする法律？

障害者権利条約も障害者差別解消法も、障害のある方を優遇するため、特別扱いをするためにできた法律ではありません。この法律は、憲法や人権条約で保障されている権利を、障害のある方にも同じように保障するためのものです。

全ての人々が、差別されず平等な権利が保障されるために、どのようなことが差別にあたるのかを明確にしています。どのようなことが差別なのか分かることで、差別から全ての人を守るためにこの法律が作られました。

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(「障害者差別解消法 第一条」)



障害者差別解消法の対象は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。社会の中にあるバリア(障壁)によって、日常生活や社会生活に継続的な制限を受けている全ての人を対象です。

国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(「障害者差別解消法 第四条」)

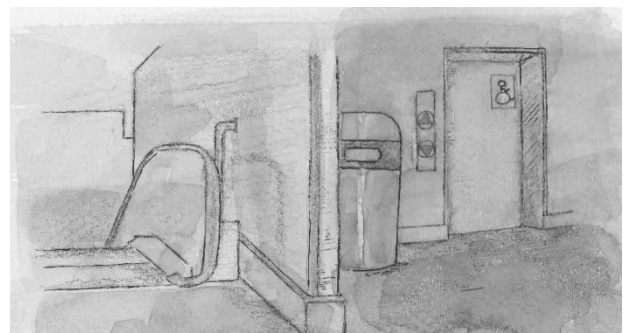
障害って何？

例えば車椅子を使用している人がいます。階段が多い駅で電車に乗ろうとした時、階段があるから電車に乗るのを諦めるのは、エレベーターがないというバリア(障壁)、手伝ってくれる人がいないというバリア(障壁)のためです。駅にエレベーターが設置されたら、手伝ってくれる人がいたら不便を感じることなく電車に乗ることができます。

このように障害とは、人的、社会的、身体的な障壁が複雑に絡み合って生まれるものです。そして、その捉え方は世界の標準になり、障害の社会モデルと呼ばれています。

日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。

(「障害者差別解消法の考え方」
内閣府 HP より)



障害者差別や合理的配慮で悩んだら、お気軽にご相談ください

兵庫県障害者差別解消 相談センター

兵庫県では、障害者差別解消法の施行に合わせ、2016年4月に兵庫県障害者差別解消相談センターを設置しました。同センターでは、障害者やその家族、支援者等から障害者差別に関する相談を受け付け、社会福祉士または精神保健福祉士等の専門家が助言を行います。また、必要に応じて調査等を行い、関係機関（兵庫県弁護士会、神戸地方法務局等）と連携します。

開設時間

月～金曜日 10:00～12:00 及び 13:00～16:00

※祝日・年末年始を除く

【相談】

障害者差別に関する悩み等について、経験豊かな社会福祉士や精神保健福祉士等が対応します。

【状況確認】

助言だけでは対応が難しい重大な案件については、必要に応じ、兵庫県が状況確認を行います。

【窓口紹介】

当事者間の調整や司法解決等が必要な場合は、法務局や法テラス等の関係機関を案内します。

【事例収集】

障害者差別に関する事例を幅広く収集し、好事例や先進的な取り組みについて紹介していきます。

相談は、電話・FAX・E-mailにて受け付けています。

電話 078-362-3356 FAX 078-362-3560

E-mail counseling@pref.hyogo.lg.jp



Q1：相談件数は？

A1：4月から11月末で約150件です。

Q2：どんな相談形式が多いですか？

A2：電話相談が中心で、FAX・メール、対面の相談もあります。

Q3：相談の内容や解決に向けての流れはどのようになっていますか？

A3：一次相談窓口として機能しています。相談内容は県の担当者に報告し、介入が必要な場合は即時に対応しています。相談内容は労働関係の相談が多くあります。また、生活のしづらさにどこまで「配慮」してもらえるのか？というような相談があります。他にも、学校関係で障害のある子どもに対してどのような合理的配慮が必要なのかという問い合わせもあります。

Q4：相談者はどのような方がいますか？

A4：切羽詰まった感じではなく電話をしてくる方、非常に興奮した状態で電話をかけてくる方等様々です。どのような場合でも、障害による生きにくさに悩み、相談してくるので丁寧にゆっくり話を聴くようにしています。

Q5：どのような思いで相談を受けていますか？

A5：相談してきた人に「相談して良かった」と感じてもらいたいです。相手の話したいことを引き出し、十分に聴いて話をしながら、相手の気持ちを解っていこうと思っています。

相談をどのように活かしていきたいと考えていますか？

障害者支援施設で長く勤めてきました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定をきっかけに、その他の法整備もなされました。障害者の権利に関する条約にも批准し、やっと障害のある人に対する社会の理解ができてきたように思います。

この仕事を通して「障害」や「差別」を意識せずに誰もが自分の夢をかなえていけるようなユニバーサルな心が一般的に浸透していったらいいと思っています。

「障害者にしてあげる」ではなく、支援が必要なことに当たり前に合理的配慮ができることが普通になる社会を目指していきたいと思っています。

そのような社会の実現を目指すことがノーライゼーションにつながっていくと考えています。



相談業務を担当して感じていることは？

障害者差別解消相談センターが開設されて、1年が経とうとしています。当センターでは、当事者間の解決を目的とした「相談・助言」を行ってきました。

開設当初は多くの相談がありましたが、最近では減少傾向にあります。相談内容は多岐にわたりますが、その都度「障害者差別の禁止」「合理的配慮」についての助言等を行ってきました。障害者差別に悩む、当事者・家族そして支援者等の様々な相談を受けています。

しかし、前述もしましたが相談件数は減少傾向にあります。ノーライゼーションの理念が浸透し、相談件数が減少しているのならば喜ばしいことなのですが、決してそうではないことは誰もがわかっていることでしょう。障害のある方が、差別について主体的に相談できない状態であるならば、兵庫県と協議しながら課題分析をし相談体制等の見直しを含めた検討もしていかなければならないと感じています。

「差別をしてはならない」と誰もが思っています。しかし、私達の周囲では障害を理由とする差別や不平等が多く見られます。

社会福祉を必要とする人には「合理的配慮の提供」が必要な方が多くいます。私たち社会福祉士は、「人間の尊厳の尊重と社会正義の実現」を目指す専門職です。私たちの使命と役割を持って、社会から「差別」や「偏見」をなくし、誰もが地域で幸せに暮らせる社会の実現に寄与していきます。

【interviewer】 兵庫県社会福祉士会 広報委員会



社会福祉士による

福祉なんでも相談

本会では、専門知識と福祉の心をもって、みなさんの相談に応じています。

福祉に関することであれば、どんな些細なことでも大丈夫です。

「(行政などの)窓口で説明を受けたけど、今ひとつわからない」「わかったつもりでいたが、帰宅するとわからなくなってしまった」「準備すべき添付書類がわからない」等々…

一人で抱え込まず、『福祉なんでも相談』をご利用ください。みなさんと一緒に考え、より良い方向へ進めるようお手伝いします。

【日時】

毎月第2土曜日 13:00~16:00

※電話相談・来所相談

※相談受付は15:30までです。

【場所】

兵庫県社会福祉士会事務所

(兵庫県福祉センター5階・相談室)

【電話】

078-265-1330

【費用】

無料



まちかど無料相談会

まちかど無料相談会とは、本会が兵庫県から委託を受け「福祉・介護啓発事業」の一環として実施している事業の一つです。相談員が兵庫県内各地に出向き、様々な相談に耳を傾けています。開催場所は、兵庫県内7か所(淡路・東播磨・西播磨・神戸・但馬・丹波・阪神)です。

相談に来られる方は、生活全般に関する困りごとや、不安について話をしていきます。相談に来られた方の話を丁寧に聞き、活用できる制度の概要・申請方法等の案内や、一時相談窓口につなげる支援を行っています。

☆具体的な相談内容

- ・病気やケガで仕事ができない！
何か使える制度は？
- ・生活費がない！
生活保護って誰でも受けられるの？
- ・こどもを預けて働きたい！
幼稚園と保育所(園)ってどう違うの？
- ・老後のお金の管理などが心配… 等々
お気軽にご相談ください！

※2017年度の開催予定については、秋頃に本会HPに掲載予定です。

夏といえば、やっぱり！

ソーシャルワーカーデー

入場無料！事前申込不要

日時：2017年7月9日（日）

10：00～16：00

会場：神戸デュオドーム

（神戸市中央区相生町3-2-1 JR神戸駅 下車すぐ）

笑福亭鶴笑さんの
パペット落語

今年のテーマは
**健康寿命を延ばして、
心のリハビリを！**

児童合唱
吹奏楽の演奏

統合失調症・
発達障害の体験

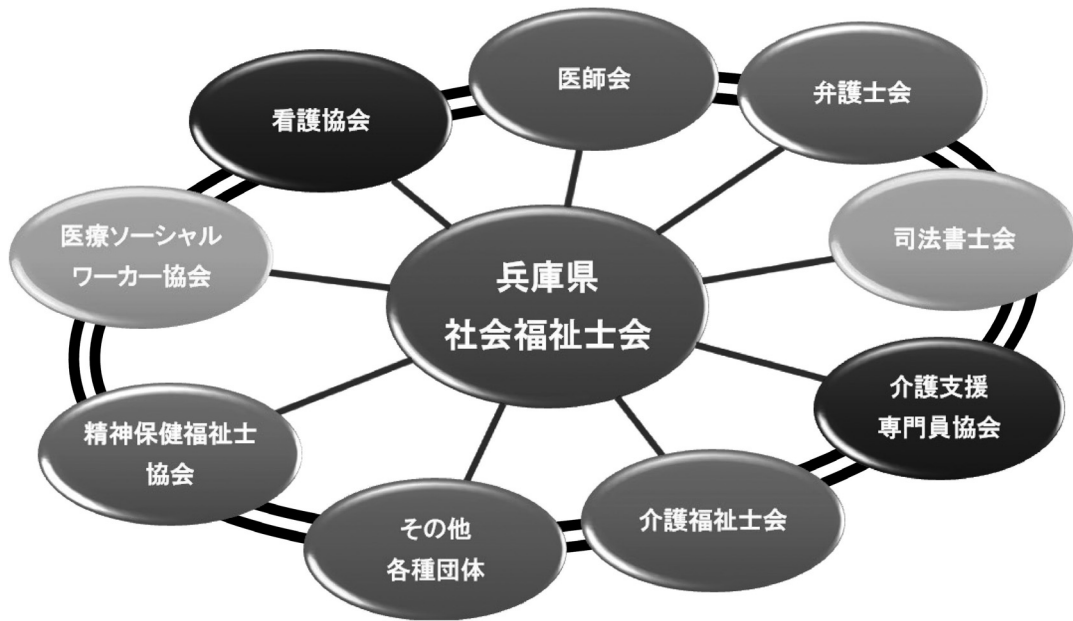
福祉・医療・介護
なんでも相談

他にも様々なコーナーがあります

ソーシャルワーカーデーって？

みなさんにもっとソーシャルワーカーの存在について知ってもらいたい！！そこで、社会福祉関係17団体で構成するソーシャルケアサービス従事者研究協議会は、2009年から「海の日」をわが国の「ソーシャルワーカーデー」と決めました。全国各地で一般市民に向けたソーシャルワークに関する啓発活動が展開されています。

ソーシャルワーカーは、全ての人を（海には国境がない、一つである）、力強く（海にはパワーがある）、かけがえのない存在として（海は人類の母胎である）、支援する実践者であることから、その象徴としてソーシャルワーカーデーを「海の日」に設定しました。



■兵庫県社会福祉士会の事業内容■

事業活動

- * 社会福祉に関する情報提供及び相談事業
- * 権利擁護に関する相談事業
- * 成年後見・後見監督に関する事業
- * 社会福祉士等の養成支援に関する事業
- * 地域包括支援センターへの支援に関する事業
- * 社会福祉従業者研修に関する事業
- * 生活困窮者支援に関する事業
- * 高齢者虐待・障害者虐待防止等に関する事業
- * 児童虐待防止・子育て支援等子ども家庭支援に関する事業
- * 福祉サービスの質の向上のための評価に関する事業
- * 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究事業
- * 県・市町村の福祉計画への参画・提言
- * その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

圏域によるブロック活動

- * 神戸ブロック
- * 阪神ブロック
- * 東播ブロック
- * 淡路ブロック
- * 西はりまブロック
- * 但馬ブロック
- * 丹波ブロック

委員会活動

- * 生涯研修センター
- * 福祉相談センター「ここねっと兵庫」
- * 研修委員会
- * 調査研究委員会
- * 国家試験対策委員会
- * 相談委員会
- * ソーシャルワーク研究委員会
- * 高齢者・障害者虐待対応委員会
- * ばあとなあ兵庫
- * 地域包括支援センター支援委員会
- * こども家庭支援委員会
- * 実習教育支援委員会
- * 障がい福祉委員会
- * 更生支援委員会
- * 独立型社会福祉士支援委員会
- * 地域移行支援委員会
- * 生活困窮者支援委員会
- * 災害支援委員会
- * 広報委員会

■現在の会員数 1,512人 (2017年1月末現在)

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2-1-1

兵庫県福祉センター 5F

電話：078-265-1330

FAX：078-265-1340

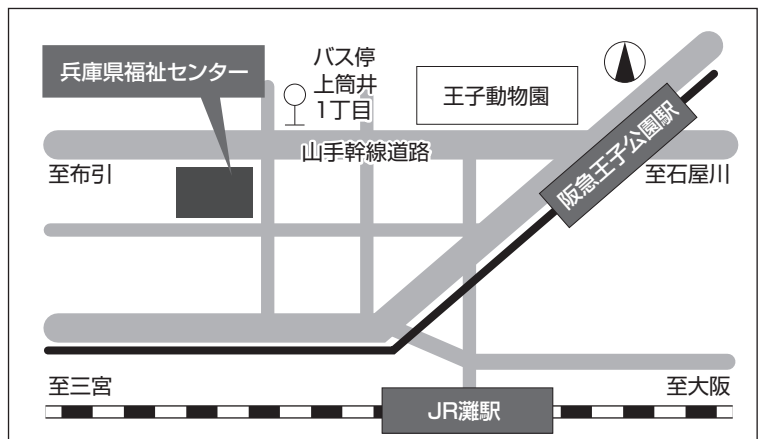
※月～金曜日の9:00～17:00の間で対応させていただきます。

ホームページアドレス <http://www.hacsw.or.jp/>

メールアドレス syadanhyogo@hacsw.or.jp

兵庫県社会福祉士会
ホームページ

ホームページへはQRコードでも
アクセスいただけます。



- 阪急王子公園駅下車歩10分
- JR灘駅下車歩10分
- 市バス90・92系統 上筒井1丁目停歩1分